

欠陥中古品に起因する危害に対する責任

——製造物責任の一側面——

中 村 弘

- I はじめに
- II 不法行為法リステイメント第3版：
製造物責任第8条とそのコメント
- III 筆者のコメント

I はじめに

『不法行為法リステイメント第3版：製造物責任』¹における製造物は、新品を中心として規定されている。これは当然のことであるが、製造物の中には、製造者の手を離れた後、卸売商、小売商等の商業的流通連鎖過程を経て、消費者または使用者の手に渡った後一定期間使用され、しかる後これが中古品として、通常、上記の新品流通経路とは別個の流通経路に乗せられ、2度目の流通を始め、やがて、その中古品は新規の顧客に購入され、使用される。かかる中古品の流通は、上記の2度目の流通にとどまらず、さらに何回も繰り返されることがある。中古品市場に出回る製品のうち事例として多い物は、自動車、産業用機械、航空機、家庭用電器製品、衣類などが挙げられるだろう。これらの中古品に欠陥があり、それが原因で人身または財産に損害を与えたとき、商業的中古品売主に対する責

1 *Restatement of Torts, 3d: Products Liability*, American Law Institute Publishers, St. Paul, Mn., 1998.

任追及のしかたを新品の場合と全く同一にすれば、不都合を生ずることが多いだろう。

冒頭のリステイトメントは、その第2条に「製造物欠陥の類型」として、製造上の欠陥、設計上の欠陥、警告上の欠陥の三つに分けて規定しているが、この対象物は主として新品であって、中古品として出回る製造物については、別途特則を設けて取り扱うのが適当である。上記第2条は、そのコメント h. 「消費者期待：食品および中古品（Consumer expectations： food products and used products）」³のうち、中古品に関する第2パラグラフにおいて、次のように述べている。

「商業的に流通した中古品に関しては、第2条に定めたルールは、責任を決定する作業をするのに適当ではない。中古品の種類や状態には随分バラツキがあるので、新品に対して責任を課する厳しいルールをそのまま適用するわけにはいかない。時として、中古品の売主は、もしそれが新品であったとしても、その中古品がより大きな欠陥の危険を生じさせることはないを買主の地位にいる合理人に予期させる方法で販売するかも知れない。あるいは、中古品は、再加工され、その売主の責任を高めることになるかも知れない。かかる限定された状況下では、その販売を、新品に適用されるルールと類似のルールで取り扱うのが適当である。第8条（b）項および（c）項を参照」。

それでは、中古品に関する第8条とはどんな規定なのか。その条文およびコメントの全文和訳は、次章Ⅱに示しているが、それを見る前に、同条の沿革を見ることにしよう。

2 本論文の注5に条文の全文を示す。

3 食品に関する消費者期待については、拙論「欠陥食品に起因する危害に対する責任」『同志社商学』第51巻第1号、1999年、243ページ以下を参照。

中古品に関するリステイトメント中の規定の推移

1. 第1次暫定草案(1994年) 規定全くなし。

2. 第2次暫定草案(1995年)⁴ 第9条として、以下の条文が初登場した。

第9条: 欠陥中古品に起因する危害に対する商業的売主の責任 (Liability of Commercial Seller for Harm Caused by Defective Used Products)

(a) 中古品の販売を業とする者が、その中古品を欠陥状態で販売するとき、(c) 項の例外規定に該当する場合を除き、製造物の欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

(b) 中古品が、販売時点において、第2条の定義に従い、製造上の欠陥を含むか、設計上の欠陥を有するか、または不適切な指示もしくは警告により欠陥があるときは、本条の規定上、その中古品は欠陥を有する。

(c) 中古品売主は、以下に該当するときは、本条に基づく責任を負わない。

(1) 中古品の販売が、明瞭かつ顕著な文言で、売主は危害の原因となる製造物の欠陥に対してあらゆる法的責任を負わない旨の、買主に対する書面による通知を伴うとき。ただし、売主は、責任排除を適用することを意図した製品の耐用期間中の安全もしくは作動、または危害の原因となる当該製品の構成部品に関する重要な表示または保証を一切しないものとする。

(2) 当該品の使用済み年数および状態を含む販売をめぐる状況が、買主の地位にいる合理人に、原告に危害を与える危険を伴っていることを予期させるとき。

4 *Restatement of Torts, 3d: Products Liability, Tentative Draft No. 2*, American Law Institute, Philadelphia, Pa., 1995. なお、第1次暫定草案から第4次の最終草案(1997年)に至るまでのすべての草案は同じ協会から出版されている。

（筆者のコメント）（a）項は、第2次暫定草案第1条において欠陥製品（defective products）一般について同じ内容の責任を規定しているのので、この条で欠陥中古品（defective used products、下線筆者）に関して蒸返し規定を設ける必要はない。（b）項も同草案第2条「欠陥類型」の蒸返し規定にすぎない。本条の要点は（c）項の免責規定にあり、その（1）で商業的中古品売主の責任排除条項（disclaimer）の優先性を謳い、その（2）で中古品の危険度の測定に消費者期待基準を用い、合理人が「危険だ」と判断したら（これは実際には陪審員の判断による——筆者）、商業的中古品売主は免責される、という内容のものである。

3. 第3次暫定草案（1996年） 上記の、商業的中古品売主の免責に関する規定のみが目立つ、大まかな第9条の規定は、本草案第9条において、以下に示すように、大幅に書き改められた。

第9条 欠陥製造物に起因する危害に対する中古品の商業的売主または流通者の責任（Liability of Commercial Seller or Distributor of Used Products for Harm Caused by Defective Products）

中古品を販売または流通することを業とする者が欠陥のある中古品を販売するときは、以下に該当する欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

（a）欠陥が第2条（a）項に定義された製造上の欠陥に該当し、かつ、たとえ売主があらゆる注意を払おうとも、販売時点において買主の地位にいる合理人なら、その中古品が新品であったとしても、欠陥について実質的に同じ危険を生ずると予期するであろうとき、または

（b）欠陥が合理的な注意を売主が払わなかった結果によるとき。

中古品とは、本条に述べた販売または他の方法による流通の時点より前に、流通の商業的連鎖過程にいない買主に対して業として販売または他の方法により流通され、かつ、一定期間使用された製造物をいう。

(筆者のコメント) この暫定草案は、前草案中の冗語が省かれ、中古品販売業者(これに賃貸業者が加えられた)の責任規定として、第2条の製造物欠陥に関する一般規定の特則としての骨格がほぼ出来上がったように思われる。しかし、中古品の売却には、①仕入れた中古品に全く手を加えずに、「現状のまま(as is)」で販売する場合と、②仕入れた中古品に手を加え、再加工済み中古品(remanufactured used product)として販売する場合とがある。①と②を比較すると、同じ中古品販売業者であっても、その責任負担が異なるはずであり、従って上記(a)項は、この点を考慮して、両者を区別した規定にするのが望ましいといえる。この点の書き改めは、次の最終(第4次)草案まで待たなければならない。

4. 最終草案(1996年)(筆者のコメント) ここではその条文を示さない。最終草案においては第8条に規定され(条の番号が第2次、第3次の第9条より一つ繰り上がっている)、その内容は、次章II冒頭の、正式採用されたりステイメント(1997年)第8条の条文の中から(d)項の規定を省いたものが最終草案の第8条であるので、それを参照されたい。逆にいえば、正式採用された第8条は、最終草案に(d)項を加えたものにすぎないものであるから、中古品に関する製造物責任の規定は、最終草案段階で、条文が(それに続くコメントと共に)ほぼ固まったといってよい。

以上述べた紆余曲折を経て、「欠陥中古品に起因する危害に対する責任」についての規定は、1997年にアメリカ法律協会によって承認され、翌1998年に公刊された『不法行為法リステイメント第3版：製造物責任』中の第8条として組み込まれることになったのである。

II 不法行為法リステイメント第3版： 製造物責任第8条とそのコメント

以下に上記全文の和訳を示す。

第8条 欠陥のある中古品の商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Seller or Distributor of Defective Used Products)

中古品の販売または他の方法による流通を業とする者が欠陥中古品を販売または流通するときは、以下に該当する場合、その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (a) その欠陥が結果的に、売主が合理的な注意を払わなかったことにより生ずる場合、または
- (b) その欠陥が第2条⁵(a)項に基づく製造上の欠陥または第3条に基づき推定することができる欠陥である場合、およびその製品の売主による販売が買主の地位にいる合理人に、もしその中古品が新品であったとしても、それよりも大きな欠陥の危険を生じさせることは

5 第2条 製造物欠陥の類型 (Categories of Product Defect)

販売または流通の時点で製造物が製造上の欠陥を含むか、設計上の欠陥を有するか、または不適切な指示もしくは警告により欠陥があるときは、その製造物は欠陥製造物である。

- (a) 製造物を準備し、市販するに際しあらゆる注意を払ったとしても、その製造物が意図した設計から逸脱しているときは、その製造物は製造上の欠陥を有する。
- (b) 製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が、売主、他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な代替設計の採用により、削減または回避可能であり、その代替設計の不採用がその製造物の合理的な安全を欠くに至らしめたときは、その製造物は設計上欠陥がある。
- (c) 製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が、売主、他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な指示または警告の提供により、削減または回避可能であり、その指示または警告の不提供がその製造物の合理的な安全を欠くに至らしめたときは、その製造物は指示または警告が不適切であることを理由に欠陥がある。

ないと予期させる場合、または

- (c) その欠陥が、中古品を流通する商業的連鎖過程にいる売主または前任者により再加工されたその中古品に存在する第2条または第3条⁶に基づく欠陥である場合、または
- (d) その欠陥が、中古品に適用される第4条⁷に基づく製品安全に関する制定法または規則を遵守していないことにより生ずる場合。

中古品とは、本条に述べた販売または他の方法による流通の時点より前に、流通の商業的連鎖過程にいない買主に対して業として販売または他の方法により流通され、かつ一定期間使用された製造物をいう。

コメント

a. 「歴史 (History)」 アメリカの裁判所は、欠陥について、中古品の

6. 第3条 製造物欠陥の推定を指示する状況証拠 (Circumstantial Evidence Supporting Inference of Product Defect)

以下の状況に該当するときは、特定の欠陥を立証することなく、原告の受けた危害が販売または流通の時点で存在する製造物の欠陥に起因したことを推定することができる。

- (a) 原告に危害を与えた事故が、通常では製造物欠陥の結果として生ずる種類のものであったとき、および
- (b) 原告に危害を与えた事故が、特定の事故において、販売または流通の時点で存在する製造物欠陥以外の原因の唯一の結果によるものではなかったとき。

7. 第4条 製品安全に関する法規の不遵守および遵守 (Noncompliance and Compliance with Product Safety Statutes or Regulations)

欠陥のある設計または不適切な指示もしくは警告に対する責任に関して、

- (a) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守していないときは、その制定法または行政規則により削減が求められている危険について、その製造物には欠陥があるものとする。および
- (b) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守しているときは、その制定法または行政規則により削減が求められている危険について、その製造物に欠陥があるか否かを判断する際に、適正に斟酌される。ただし、かかる遵守は、法律問題として製造物欠陥の事実認定を排除するものではない。

商業的売主に新品の商業的売主と同じ基準の法的責任を課するか否かの問題に、苦心して取り組んで来た。その答えはさまざまであった。裁判所の中には、販売時に存在した製造物の欠陥に起因する危害に対して、中古品の売主に厳格責任を課するところがある。しかし、大多数の裁判所は、中古品の商業的売主に対しては、より低い基準の責任を課する。中古品の売主に適用される責任ルールは、中古品の種類や状態に大きなバラツキ (variations) があることを理由に、新品の売主に適用される責任ルールよりは柔軟に (less stringent) されている。例えば、欠陥に対して商業的中古品売主に厳格責任を一般に課する少数の裁判所においてさえ、中古品販売の場合には、責任排除条項 (disclaimers of liability) は、新品販売の場合よりも容易に認めているようである。中古品に対して、より緩やかな (more relaxed) 責任基準を一般に適用する裁判所においてさえ、例えば売主が「改造済み (re-built)」とか「調整済み (re-conditioned)」のような文句の付いた中古品の広告をする場合のように、製品の品質について買主の期待を引き上げ勝ちな要因があれば、裁判所は、それに相応する分 (correspondingly), 製造物欠陥に対する売主の責任水準を引き上げる傾向がある。本条の責任ルールは、これらのバラツキを調節する (accommodate) することを求めている。

b. 「理論的基礎 (Rationale)」 (a) 項は、合理的注意 (reasonable care) を払わなかった結果生じた中古品による危害に対して商業的中古品売主に責任を課する。過失により危害が生じたとき、公正 (fairness) と効率 (efficiency) を根拠として、中古品売主は当然 (properly) 有責とされる。明らかに使用済み状態にある中古品が、もし新品であったとしてもそれと同じ欠陥関連の危険を生じさせるという予想をする権利を買主が有しない場合であっても、買主は少なくとも、中古品売主が合理的注意を払うことを予想する権利を有する。さらに、商業的中古品売主に、その過失によって

生じた危害に対して責任を負わせることは、彼らに危害を生ずる危険を減少させるための合理的手段を講ぜしめる動機付けとなる。(a) 項は、製造物に欠陥を生ぜしめる作為および合理的注意を払えば欠陥を除去することができたにも拘わらず、欠陥をそのまま放置しておく不作為を含む中古品売主による多岐にわたる過失行為 (negligent conduct) を包含する。かように、製造物の欠陥に起因した危害に対して厳格責任を課する (b) 項および (c) 項の必要条件が満たされないときは、多くの場合、(a) 項が適当な救済を提供するだろう。コメント e を参照。

(b) 項および (c) 項は、中古品の商業的売主に対して、特別な場合にのみ、無過失責任 (Liability without fault) を課する。明らかに使用済みの状態で販売された大抵の中古品の消費者は、それらの製品が機械的な欠陥 (mechanical defects) の可能性に関して、新品であった時と同じように安全に働くことは一般に期待していないし、また期待すべきではない。この点に関して、多くの要因が消費者の期待に影響を与える。例えば、中古品の使用年数および状態並びにかかる製品に対して支払われた相応の格安値段が合理的な買主に対して欠陥の可能性に対する警戒心を抱かせ、またその使用年数や状態に従ってかかる製品の安全面を絶えず監視する必要を感じさせる。物理的品質低下の種々の段階で、中古品により生ずる危害の危険を買主が一般に気付いているとすれば、かかる危険の配分に対する本来の責任は、中古品売主側に落度 (fault) がなく、またもし厳格責任を正当化する特別の事情がないとすれば、中古品の商業市場に委ねられるだろう。その市場においては、かかる製品の販売時点における外見上の状態により、販売条件は大きく変わる。

合理的な買主であれば、欠陥の危険は新品の場合と実質的に同じであると予期する状況の下で中古品が商業的に売買されたときは、異なる法的回答が正当化される。かように、(b) 項に述べた状況の下で、新品の機械的

欠陥に起因する危害に対して厳格責任を支持する同じ理論的基礎の多くは、新品類似の中古品（like-new used products）の機械的欠陥に対して厳格責任を支持する。本条は、製造物の欠陥を定義づける支配的基準として「消費者期待基準（consumer expectations test）」⁸を採用しない。本リステイメントは、第2条の欠陥に対する唯一の基準としては、消費者期待基準を採用せず、これは本条においても同様である。第2条コメントg⁸を参照。本条において取り上げた問題は、いかなる状況の下で、原告は中古品売主に対して、新品の売主に適用される責任基準を適用することができるかという点である。かかるより限定された問題を取り扱うとき、(b)項は、売主の中古品販売が、合理的消費者に、もしその製品が新品であった

8 第2条コメントg 「消費者期待：一般的考慮（Consumer expectations: general considerations）」

(b)項に基づき、消費者期待は、製造物設計の欠陥を判断するための独立した基準にはならない。裁判所は、責任に関する他の理論に基づき責任を論ずるとき、部分的に消費者期待に依拠することがしばしばある。例えば、裁判所の中には、合理的な消費者は(b)項の合理的基準に合致する製造物設計を期待する権利を有するという理由で、合理的な消費者の期待（reasonable consumer expectations）という用語を、合理的で、より安全な代替設計の証明と同一であるとして使用するところがある。他の裁判所では、事件が通常、製造物欠陥の結果生ずる種類のものであるときは、欠陥の推定を認め、製品が明らかに意図した用途に用いられる時、不具合な働きをするその製品は、合理的な消費者の期待を裏切るものであると認める。第3条を参照。しかしながら、消費者期待は、欠陥性を判断するのに決定的な役割を演ずるものではない。コメントhを参照。消費者期待は、それだけでは、申し立てられた代替設計が合理的な費用で実効のあるものか否か、または代替設計が全体的に見て、より安全性を備えたものであるか否かについて考慮したものではない。それにも拘わらず、製品の働きおよび製品使用に伴う危険についての消費者期待は、いかに危険が感知され、危害の危険についての予見可能性や頻度に関係しているかに影響を与える。これら二つはともに(b)項の下で相互に関連している。コメントfを参照。かかる期待は製品がいかなる働きをし、いかに売買されるか、そして消費者行動にいかに顕著なインパクトを与えることができるかによって、しばしば影響を受ける。かように、消費者期待は、製造物設計の欠陥性を判断するのに、独立した基準にはならないが、申し立てられた代替設計の不採用がその製品を合理的な安全性を欠くに至らしめるか否かを判断するに際し、危険・効用衡量（risk-utility balancing）に実質的な影響を与えるか、さらに最終的な決定要因となることができる。（以下、略）

としても、欠陥についてそれ以上に大きな危険を、その中古品は生じないと期待させるとき、法は、その中古品販売を新品販売と機能的に同じであると取り扱うことができるという立場をとる。

同様に、使用済み製品が再加工されたとき、(c) 項に基づく厳格責任が正当化される。(c) 項に述べた欠陥は、製造上の欠陥、設計上の欠陥および不適切な指示・警告に基づく欠陥を含む。コメント i を参照。中古品の物理的状態だけでなく、限定された範囲内ではあるが、設計や販売方法に至るまで見直し (review)、かつ新しくする (update) ため手を加えた再加工者は、彼が手直しをした部分につき元の製造者と類似の (analogous) 役割を引き受けたことになる。かかる状況の下では、(c) 項において、再加工された中古品におけるすべての種類の欠陥に起因した危害に対して中古品売主に責任を課することは正当化される。

(c) 項とは対照的に、(b) 項は、合理的な買主なら、欠陥の危険が新品の場合と実質的に同じであると予期するような良好な状態で販売された中古品についてさえ、第2条 (a) 項に定義された製造上の欠陥および第3条に基づき存在が推定される欠陥に起因する危害についてのみ、無過失責任 (liability without proof of fault) を課することが看取されるだろう。(b) 項に述べた状況と (c) 項に述べた状況の事実上の相違は、後者においては中古品売主 (または中古品流通連鎖過程にいる前任者) が再加工中に設計上の欠陥を除去しないことを決めたのに対して、(b) 項の下では、設計上の欠陥は、最初の新品流通連鎖過程において元から存在するものであって、中古品売主は全く設計変更に関与しない点である。

新品類似の中古品の商業的売主は、新品の小売商が占める地位とは異なる地位を占める。新品の小売商は、最初の流通連鎖過程の一員であり、公正に言って、新品として販売される時に存在する欠陥——たとえそれが設計上の欠陥であろうと——に起因する危害に対して責任を負うべきであ

る。第1条コメントe⁹を参照。新品の小売商は、一般に中古品の売主とは異なり、誰が最終的に裁判における設計に関わる賠償金請求を防御し、勝訴した請求者に支払いをする費用を負担するかについて、流通連鎖過程の上流にいる者と契約する機会をもつ。製造して発見される欠陥設計に対して新品小売商に責任を課することは、彼らに対して、流通連鎖過程にいる製造者に対して、直接的にまたは間接的に、安全な製品をつくれとか、合理的な設計を採用せよとかいう圧力を加えることを奨励することになる。これとは対照的に、新品類似の中古品の売主は、偶然の場合を除いて、最初の流通連鎖過程の一員ではない。一般に彼らは、責任費用の補償に関する元の設計の選択または決定について支配力を殆ど有しない。

c. 「中古品を販売する業に従事する者 (One engaged in the business of selling used products)」 本条に述べたルールは、中古品を販売する業に従事する商業的売主にのみ適用される。このルールは、例えば自動車や電機製品のような製品の使用済み品の私的所有者が業としてではなく、他人に売

9 第1条コメント e 「製品の製造に携わらない売主または他の流通者 (Non-manufacturing sellers or other distributors of products)」 本条に述べたルールは、卸売商や小売商のような製造に携わらない売主や流通者を含め、製品のすべての商業的売主および流通者は、欠陥のある製品を販売することに対して責任を負うと規定する。製造に携わらない売主または流通者は彼ら自身その製品に欠陥を生じさせなかった場合であっても、また彼らが欠陥の生じるのを防止できたか否かに拘わらず、有責とされる。第2条コメント o を参照。多くの法域では、ある程度、製造に携わらない売主または流通者に厳格責任を免除する立法化措置をとっている。かかる立法化措置は、製造に携わらない売主または流通者を製造物責任立法の対象にすることは無駄な法的費用を生じさせることになるという考えを前提にしている。責任は、多くの場合、最終的には製造物欠陥を創出したことに責任を負う製造者が負担することになるが、製造に携わらない売主または流通者は、自己の利益を守るために、資産 (resources) を振り当てなければならない。それゆえ、多くの場合、製造に携わらない者に厳格責任を免除することは、原告の利益を危険に晒すことなく、彼らの資産を守ることになる。責任があり、かつ支払能力のある製品の売主または流通者に交渉することを、原告が確実にできるようにするために、制定法は、一般に①製造者が原告の住所地の裁判所の管轄権に服すること、②製造者が支払不能ではない、またはその恐れがないことの場合にのみ、製造に携わらない売主または流通者に厳格責任を免除する規定を設けている。(以下、略)

却する場合には適用されない。また、事業会社がその通常の営業から外れて、使用済みの設備を時たま売却するような場合にも適用されない。第1条コメント¹⁰cを参照。中古品の非営業的な臨時の売主は過失の一般原則に基づく責任を負う。不法行為法リステイメント第2版第281条以下を参照。¹¹しかし、かかる売主は、本リステイメントの対象とはならない。被告が本条の意味の範囲内の商業的売主または流通者であるか否かは、通常、裁判所が決定する法律問題である。

例示

1. ABC Car Rental は、短期間カー・リースの商売のために、一群の新品を買い、保有する。一定の期間後、同社はこれらのレンタル・カーを公開競売で売却する。これらの競売に関連して、ABC は、本条の意味の範囲内で中古品を業として販売していることになる。

2. ABC Box Co. はボール紙箱の販売を業としている。ABC は SRT が製造したフォークリフトを所有し、それを自社倉庫内で箱を積み上げるのに使う。ABC は使用済みのフォークリフトを XYZ Paper Supply Co. に売却し、それを新品と買い換える。この売却に関連して、ABC は、本条の意味の範囲内で中古品を業として販売しているのではない。

10 第1条コメント c 「販売または他の方法で流通する業に従事する者 (One engaged in the business of selling or otherwise distributing)」本条に述べたルールは、原告に危害を加えた種類の製造物を販売または他の方法で流通する業に従事する製造者、その他の商業的売主および流通者に対してのみ適用される。本ルールは、かかる製造物の非商業的売主または流通者に対しては適用されない。それゆえ、食品を隣人に売る者や他人に自己の自動車売る私的所有者には適用されない。(中略) 本条のルールは、売主の通常の営業から外れた時たまの売却には適用しない。例として、ある企業が余剰の設備を一時的に売却する場合は、本条のルールの範囲には入らない。(以下、略)

11 第281条は、同版第2巻第2節過失 (Negligence) 第12章一般原則 (General Principles) の冒頭の条である。

d. 「中古品の定義 (Definition of used products)」 中古品に該当するためには、その製造物は、本条に述べた中古品販売取引に先立つある一定期間使用された物でなければならぬだけでなく、その使用は流通連鎖過程の外にいる買主に対する販売の結果行われるものでなければならない。多くの製造物は、流通連鎖の外にいる者に対する販売に先立ち、流通連鎖過程の範囲内で、テストされ、従ってある意味で「使用」される。例えば、新しい自動車は、事前のテスト運転のために走行距離計が数マイル示すくらい走ってから一般の買主に引き渡されるのがふつうである。本条においては、これを理由に、かかる車を中古車とは言わない。小売商が一般の客に最初の販売をするに先立ち、実演モデルとして使った製品であっても、それによってその製品が中古品になるのではない。新品が販売または流通された後、流通の連鎖過程にいない買主または他の者によってその製品が使用されたならば、その使用期間がいかにも短くとも、その製品は中古品に変身するのである。この点に関連して、販売後の使用は、流通の連鎖過程にいない買主または他の者がその製品を販売後占有して売主の事業所を一步外に出た場合をも含む。

例示

3. 新車と中古車を販売する小売商 ABC, Inc. は顧客 Sally に新車を販売する。Sally はその車を引き取って 300 マイル走った後、別の車を買うためにその車を ABC に下取りに出す。2 週間後に ABC は別の顧客 Fred にその下取り車を割引価格で販売する。ABC が Fred に販売した時点で、その下取り車は、本条の定義にあてはまる中古品である。(もし ABC が Sally に販売した時点において存在した欠陥が Fred への転売後、彼に対する危害の原因となったときは、ABC は、(Sally に対する) 欠陥のある新品の売主として、第 1 条と第 2 条に基づき、Fred

に対して責任を負うことになるだろう)。

4. 新車と中古車を販売する小売商 ABC, Inc. は去年のモデルの車を割引価格で売りの申込みをする。その車はまだ誰にも売ったことのない車で、走行距離では数マイル試験的に走っただけである。その車は ABC が販売した時点では新品であり、本条の定義の範囲内では中古品ではない。

5. 新車と中古車で販売する小売商 ABC, Inc. は実演用に使った車を割引価格で売りの申込みをする。その実演車は ABC の販売員と見込客により、すでに1,000マイルを超えて走っている。同車は、それまでに、流通の連鎖過程の外にいる誰にも販売されておらず、使用されたこともない。同車は ABC が販売した時点では新品であり、本条の定義の範囲内では中古品ではない。

6. XYZ Co. は安売り専門の小売商で、二級品 (seconds) や使用期限超過品 (overruns) を種々の製造者から大量に仕入れ、それらの製品を割引価格で一般公衆に販売する。それらの製品は、XYZ が販売するより前に、一度も使用されていない。XYZ は、同社が販売する製品の商業的流通連鎖過程にいる買主とみなされるか否かに拘わらず、その製品は、XYZ が販売するより前に一度も使用されていないので、本条の定義の範囲内では「中古品」ではない。

e. 「売主が合理的な注意を払わなかったことに起因する危害に対する中古品売主の責任 (Used-product seller's liability for harm caused by seller's failure to exercise reasonable care)」商業的中古品売主が中古品について、例えば検査、修理、改装、改造、設計直しもしくは調整の仕事 (Such tasks as inspecting, repairing, modifying, rebuilding, redesigning, or reconditioning) を行う過程で、誤って (negligently) 欠陥を生じさせたり、欠陥を除去し

なかったり、または適切な警告をするのを怠ったりしたならば、その結果として人身または財産に危害を及ぼしたときは、(a) 項に基づく責任を負う。かように (a) 項に基づく責任は、合理的な買主の安全に対する期待に焦点を当てるのではなく、売主の行為の合理性と、原告が被った欠陥による危害との因果関係に焦点を当てるのである。

例示

7. ABC Used-Machinery Co. は発電機を、商業上の転売を目的として、修理する。その修理過程で、ABC は通常の用途に向けられる、不適當な熱抵抗性を有する、ある等級の電線を誤って (negligently) 選ぶ。ABC はその発電機を XYZ に販売する。その不適當な電線のため、発電機は火災を起こし、その結果、XYZ の工場に重大な危害を与える。中古の発電機を修理するのに合理的な注意を払わなかったことを理由に、ABC は XYZ に対して責任を負う。

8. LMN Co. は ABC Sales Co. から新品の穴あけ器 (punch press) を買う。その器械を工場内に設置した後、LMN は、従業員の手が操作位置に非常に接近した時プレスを自動的に止める機能をもつ安全装置を取りはずしてしまう。5年間その器械を使用した後、LMN はそれを ABC Machine Co. に売却する。ABC はその中古品を修理し、安全装置が取りはずされたままの状態、それを GHI に販売する。ABC は誤って (negligently) GHI に対して、その穴あけ器の安全装置が取りはずされていることを警告しなかった。その器械を使って作業していた GHI の従業員は、安全装置が取りはずされているという ABC の警告がなかったため、怪我をする。ABC は、GHI に対する中古穴あけ器販売に関して、合理的な注意を払わなかったことに対して責任を負う。

f. 「製造上の欠陥に起因する危害に対する中古品売主の責任 (Used-product seller's liability for harm caused by manufacturing defects)」 第2条 (a) 項は、製造物が意図した設計から逸脱したものとして、製造上の欠陥を定義している。「製造上の欠陥」と呼ばれていても、かかる機械的欠陥は、必ずしも製造時に発生したものでなくてもよい。第2条コメント¹²cを参照。販売または他の流通の時点で、中古品が最初に意図した設計から逸脱しているならば、その欠陥が新品として最初の商業的販売が行われた後の使用中に発生したものであっても、第2条 (a) 項に定義した製造上の欠陥は、中古品の販売時点において存在する。

本条により、中古品売主は、3組の状況における製造上の欠陥に起因する危害に対して責任を負う。第1に、(a) 項に基づき、もし中古品が新品であり、再加工品でなかったとしても、合理人なら、その中古品が実質的により大きな欠陥についての危険を生ずると予期する場合であっても、売主の過失が製造上の欠陥の原因となって人身または財産に危害を与えるときは、売主は責任を負う。売主は過失により、欠陥について発見、修理、または警告をしないことがあるかも知れない。第2に、(b) 項に基づき、買主の地位にいる合理人なら、もし中古品は新品だとしても、欠陥についての実質的に同じ危険をその中古品が生じさせると予期するときは、売主は製造上の欠陥に起因する危害に対して無過失責任 (liability without fault) を負う。第3に、(c) 項に基づき、売主は再加工された中古品に存在する製造上の欠陥に起因する危害に対して無過失責任を負う。

12. 第2条コメントc 「製造上の欠陥 (Manufacturing defects)」 (第2パラグラフ冒頭) 時たま、欠陥は、製造後に、例えば輸送中または倉庫保管中に生ずることがある。その製造物は、消費者に販売された時点で、製品ユニットの設計内容から逸脱した欠陥をすでに有しているのであるから、流通連鎖過程の下流にいる商業的売主または流通者は、その製品が製造中に欠陥を有していたとしても、責任を負う。(以下、略)

例示

9. 商業的中古品売主である XYZ, Inc. は 6 ヶ月間使用済みの衣服ドライヤーを P に販売する。そのドライヤーは、新品類似の状態 (like-new condition) にある。価格は、そのドライヤーが中古である事実を反映したものである。そのドライヤーの製造上の欠陥が火災の原因となり、M は怪我をする。XYZ が販売する時点で、P の地位にいる合理人が、もしそれが新品であったとしても、欠陥について実質的に同じ危険を生じさせると予期するならば、XYZ は (b) 項に基づき、M に対して無過失責任を負う。

10. 商業的中古品売主である XYZ, Inc. は明らかに使用済みの状態にある中古の衣服ドライヤーを、P の地位にいる合理人が、もしそれが販売時に新品であったとしても、それよりも実質的に大きな欠陥の危険を生じさせると予期する状況の下で、P に販売する。XYZ は、販売前に、誤って (negligently) そのドライヤーを修理し、製造上の欠陥を生じさせる。その結果、その欠陥が事故の原因となり、M は怪我をする。XYZ は M に対して (b) 項に基づく責任を負わないが、(a) 項に基づく責任を負う。

11. 商業的中古品売主である XYZ, Inc. は、明らかに使用済みの状態にある中古の衣服ドライヤーを P に販売する。XYZ は、P に対する販売前に、そのドライヤーを再加工し、誤りはなかったが (nonnegligently)、製造上の欠陥を生じさせる。その結果、その欠陥が事故の原因となり、M は怪我をする。XYZ は、M に対して (a) 項または (b) 項に基づく責任を負わないが、(c) 項に基づく責任を負う。

g. 「第 3 条に基づき推定することができる欠陥に起因する危害に対する中古品売主の責任 (Used-product seller's liability for harm caused by defects

that may be inferred under §3)」 (b) 項および (c) 項は、それぞれ第2条 (a) 項および第2条に定義された欠陥に対するだけでなく、第3条に基づき推定することができる販売時に存在した欠陥に対しても中古品売主に責任を課する。第3条に基づき、欠陥の推定は、状況証拠に基づいて引き出すことができる。

例示

12. 運転者は、Ace Used Cars, Inc. から中古自動車を買った。その車は、走行距離計がたったの800マイルを示す新品類似の状態にあった。車を買ってからしばらく経った頃、運転者が車を、本人の過失なく、よく維持された舗装道路を走行中に、舵取り柱 (steering column) が計器盤 (dashboard) と接続する個所の下で何か割れたように感じた。ハンドルが右に回り、車は鋭く方向を変えた。その車は、運転者が停止しようとする前に壁にぶつかり、運転者は怪我をした。

運転者は、Ace Used Cars を相手取って提訴した。彼の有資格の専門家証人は、被告が販売する時点で存在した舵取り装置の欠陥により、事故が起ったと証言した。その専門家は、事故の原因となった可能性のある製造上または設計上の欠陥を四つ挙げたが、合理的な確実さをもって、そのうちのどれが実際の事故原因となったのかを特定することができなかった。被告側に過失があるという証拠は入手できなかった。事実認定者 (trier of fact) は、Ace Used Cars が販売した時点で、もしその車が新品であったとしても、実質的に同じ欠陥の危険を生じさせたと、運転者の地位にいる合理人なら、予期しただろうと認定することができた。事故原因となる四つの可能性のある欠陥のうち、どれであるかの決定を支持するのに、証拠は不十分であるかも知れないが、(b) 項に基づく厳格責任請求を事実認定者に手渡す (reach) のに、証拠としては十

分である。

h. 「買主の地位にいる合理人なら、もしその中古品が販売時に新品であったとしても、実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期するであろうという要件 (requirement that a reasonable person in the position of the buyer would expect the used product to present substantially the same risk of defect as if the product were new at the time of sale)」合理的な消費者の期待は、(b) 項に基づく欠陥のための基準となるのではなく、むしろ中古品が新品に適用される責任ルールに準拠すべきか否かを決定するものであり、第2条(a)項に基づく製造上の欠陥および第3条に基づく推定可能な欠陥に起因した危害に対して厳格責任を課するものである。

(b) 項に基づく合理的期待基準は、客観的なものであって、主観的なものではない。たとえ短期間であろうとも、製品が販売される前に使用済みであるという事実は、必然的に安全に対する合理的期待をなにごしかは低下させる。それにも拘わらず、(b) 項に基づき、合理的期待は、新品状態の製品に関連した合理的期待と実質的に接近する (approximate) ことのみが必要である。その比較は、新品状態における実際の製品と比べるのであって、その製品のより新しい、より進歩した設計と比べるのではない。

合理的期待を決定するのに関連する状況は、以下のものを含むが、それらに限定されない。(1) 欠陥を内蔵するその製品ユニットの使用年数と状態、(2) 類似のタイプの新品と中古品の価格と関連したその製品の価格、(3) その製品が改造済み (rebuilt) の品か、調整済み (reconditioned) の品であるかについての売主の確言 (affirmations)、(4) その製品に施された修理 (repairs) についての売主の陳述、(5) その製品に関する売主の保証 (guarantees or warranties)、ただし保証が制限付きの場合はその制限をも含む、(6) 契約上の責任否認条項の有無、および (7) 合理的な買主に

対して、その製品の事前使用とその状態によるより高度の欠陥の危険を警戒せしめる情報を売主が開示したか。もし中古品が販売時に新品だとしても、欠陥について実質的に同じ危険をその中古品が生じさせると、販売を取り巻く状況が合理人に予期させることを、原告は、通常、立証する負担をもつ。合理人がそのように予期するか否かは、陪審が決める事実問題とすることができる。

製品欠陥に起因する危害に対する (b) 項に基づく中古品売主の責任は、¹³ その製品の特定部品または特定使用期間にまで広げることができる。例えば、新品類似の中古品を売主が販売するに際して、もしその製品が新品であったとしても実質的に同じ欠陥の危険を生じさせるだろうという特定期間を指示することができる。もし販売時点において、その製品に存在する欠陥が特定期間中に危害の原因となるときは、売主の販売が法的に履行を強制できる販売上の保証であると解釈できるか否かに拘わらず、欠陥に起因する危害に対して、(b) 項に基づき、売主は責任を負う。

中古品が新品の構成部品を含み、その部品が危害の原因となる製造上の欠陥を含んでいるときは、第1条、¹³ 第2条 (a) 項および第3条に基づき、その中古品売主は、欠陥のある新品の部品の商業的売主として、危害に対する責任を負う。

例示

13. 中古の真空掃除機の商業的売主である XYZ, Inc. は中古の真空掃除機を P に販売する。その掃除機は、3 ヶ月間使用済みで新品類似の

- 13 第1条 欠陥製造物に起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Seller or Distributor for Harm Caused by Defective Products)

製造物を販売または他の方法で流通することを業とする者が欠陥製造物を販売または流通したときは、その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

状態にある。その掃除機中に、販売時点で存在した製造上の欠陥が事故の原因で、Pの子供であるCが怪我をする。Pの地位にいる合理人が、もしその掃除機が販売時に新品であったとしても、実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期したであろうと事実認定者が認定したときは、XYZは、Pの主観的期待とは関係なしに、Cに対して無過失責任を負う。

14. 商業的中古品売主であるXYZ, Inc. はPに中古のガス・ストーブを販売する。そのストーブは5年経っており、その間多用されていた。XYZは、販売する前にそのストーブを改装し(refurbish)、Pに対して「改造済み(rebuilt)で、申し分のない状態(in top working condition)です」という。その価格は、改装費用を含め、一般の中古ストーブの価格よりは高めになっている。そのストーブの販売時に存在した製造上の欠陥により、事故が起こり、Mは怪我をする。XYZの主張が明示的保証であるか否かに拘わらず、Pの地位にいる合理人が、もしその改造済みのストーブが販売時に新品であったとしても、実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期したであろうと事実認定者が認定したときは、XYZは、(b)項に基づきMに責任を負う。

15. 商業的中古品売主であるXYZ, Inc. はPに中古の積雪噴射車(snowblower)を販売する。その噴射車は5年経っており、その間多用されていたことは明らかであった。価格は割引されており、XYZはPに対して「この噴射車は、現状のままでお売りするので、どんな欠陥があっても保証しません(sold as is and with all defects)」という条件をつけて販売した。販売時に存在した製造上の欠陥により、事故が起こり、その結果Mは怪我をする。XYZの主張が有効な責任排除となるか否かに拘わらず、XYZの過失が欠陥の原因になったという証拠がないので、XYZはMに対して責任を負わない。Pの主観的信じ込みとは関係な

く、Pの地位にいる合理人なら、もしその噴射車が販売時に新品であったとしても、欠陥の危険が実質的に同じであると予期することは全くないだろう。

16. 中古の真空掃除機は、XYZが取り付けけた新品のモーターを備えているとする。この点を除いて、事実は例示13と同じ。結果として、新品のモーターの欠陥が原因で、事故が起こり、Mは怪我をする。XYZは、新品のモーターの商業的売主として、第1条および第2条に基づき、無過失責任を負う。

17. XYZは中古の真空掃除機に「部品と掃除機の作動は90日間保証します (parts and labor are guaranteed for 90 days)」と表示して販売する。この点を除いて、事実は例示13と同じ。販売時に存在した欠陥が原因で、販売後50日目に事故が起こり、Mは怪我をする。Pの地位にいる合理人なら、もしその掃除機がXYZによる販売の時点で新品であったとしても、90日の期間中に実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期したであろうと事実認定者が認定したときは、XYZは、Mに対して無過失責任を負う。

i. 「中古品の再加工 (Remanufacture of the used product)」 ある人が中古品の再加工を引き受け、一般に承認された (current) 設計と製造の基準を満たす製品として、それを市場に出すときは、再加工された中古品の販売時に存在した第2条および第3条の欠陥に起因する危害に対して、再加工品の売主に責任を課するのは公正なことである。再加工品が新品と比較して割り引きされた価格で販売されるという事実は、かかる欠陥に対する売主の責任を軽くすることにはならない。部分的に、第2条および第3条の欠陥に対する責任を課することは、消費者の期待が引き上げられたことにより生ずる。しかしながら、中古品が再加工されるときは、もし再加工

品が新品であったとしても、それ以上の大きな欠陥の危険を再加工品が生じさせるものではないと、合理的買主なら予期するであろうことを、原告は、(b) 項に基づく訴えを確立するのに必要とされる立証をする必要はない。再加工の事実は、第2条の欠陥に対する責任を課するのに十分である。たとえ製品が再加工されないときであっても、中古品の販売に関して、売主が合理的に行動しなかったこと、またはもし製品が新品であったとしても、それよりも大きな欠陥の危険を中古品が生じさせることはない。と売主の同品の販売が合理人に予期させることのいずれかを立証することにより、原告は、(a) 項および (b) 項に基づく責任を自由に確立する。

例示

18. ABC Motor Parts Co. は新品、再加工品両方の取り換え部品を販売する。ABC は、Alice に再加工された燃料ポンプを彼女の 1994 年型 Blazer Sedan 用に売った。その燃料ポンプを再加工したのは XYZ Rebuilders, Inc. であって、同社はそれを ABC に販売したのである。Alice は、新品の燃料ポンプの価格より 25% 引きの代価をその再加工済みの燃料ポンプに支払った。そのポンプを車に取り付けてから間もなく、Alice の車は交差点で曲がろうとするさい、エンジンが止まってしまった。そのため、衝突が起こり、Alice はひどい怪我をした。Alice の専門家証人は、燃料ポンプの腕木 (bracket) がはずれ、燃料の流れを妨げたこと、腕木は不完全に (defectively) XYZ によって組み立てられたことの信用できる証言をした。ABC と XYZ は共に、欠陥に起因する危害に対して無過失責任を負う。

j. 「短期間の製品リース (Short-term product leases)」 新品および新品類似の製品の商業的賃貸人は、一般に、製造物責任に準拠するルールに従

う。¹⁴第20条コメントcを参照。それとは対照的に、賃貸されたユニットが明らかに使用済みの状態にあり、合理人なら、もしその貸し出されたユニットが新品であったとしても、欠陥の危険が実質的に同じであると予期しない状況で貸し出されたときは、賃貸人の責任は、(a)項に基づく落ち度の証明 (showing of fault) 如何による。

例示

19. XYZ, Inc. は短期間ベースで顧客に自動車をリースするのを業とする。その手持ちの車の平均使用済み期間は6ヵ月であり、リースする車の何台かは新品または殆ど新品である。XYZは、Pに3日間、12ヵ月間使用済みの車をリースする。リース開始時の走行距離計は、8,000マイルを示していた。XYZは、Pに対して、類似の製造と型式の新車または新車類似の車と同じ料率を課した。リース開始時にその車に存在した欠陥が原因で事故が起り、Mは怪我をした。XYZは、欠陥に起因する危害に対して、第1条および第2条に基づき、Mに対して責任を負う。

20. ABC Rent-a-Used-Car, Inc. は、短期間ベースで顧客に、明らかに使用済みの状態にある自動車をリースするのを業とする。ABCがリースする車は、少なくとも2年間使用済みであり、多くは4年間使用済みのものである。走行距離計は35,000マイルから75,000マイルを示し

14 第20条コメントc「商業的製品リース (Commercial product leases)」新品および新品類似の製品の商業的賃貸人は、一般に、新品の売主を支配するルールに従う。個人が短期間ベースで新品または新品類似の中古品を賃貸し、賃借人はその製品を検査したり、またはその状態を適切に評価する機会をもたない場合とか、賃貸代理人が賃貸品ユニットを使用年数や状態によって区別しないで、新品および新品類似の中古品ユニットを一まとめにして並べた置き場から貸出品を手当たり次第に取り出した場合には、賃貸人は、あたかも新品の小売商の如き責任を負う。貸出品ユニットが明らかに使用済みの状態にあるときは、賃貸人の責任は、第8条に述べたルールに従う。

ていた。ABC の料率は、一流の全国網を持つカー・レンタル・チェーンがより新しい車に対して課するレンタル料率よりは低い。ABC は、P に 1 週間、3 年間使用済みの車をリースする。その車は、走行距離計によれば、40,000 マイル走行済みであった。ブレーキ・シリンダーの隠れた製造上の欠陥により事故が起こり、M は怪我をする。ABC は、第 1 条および第 2 条に基づく新車の小売商としての責任を負わないし、また、ABC は、M に対して (b) 項に基づく責任をも負わない。その理由は、P の地位にいる合理人なら、中古の自動車が P にリースされた時点で、もしそれが新車であったとしても実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期することはないであろうからである。ABC は、(a) 項に基づき、過失があったことが証明されたときは、P に対して責任を負う。

k. 「中古品売主の責任を排除する条項の効果 (Effects of disclaimers on used-product seller's liability)」 中古品売主の製造物欠陥に起因する危害に対する責任排除条項は、欠陥に起因する危害の性質により、適用される州法に基づき、確定的な (conclusive) 法的効果が与えられることがある (may be given)。例えば、経済的損失の回復を取り扱った第 21 条コメント¹⁵ f を参照。人身に対する危害に対して、中古品売主の責任排除条項が法

15 第 21 条コメント f 「他の財産に対する危害：責任排除条項と救済制限条項 (Harm to other property: disclaimers and limitations of remedies)」

欠陥製造物その物以外の財産に対する危害の回復は、本リスステイメントに準拠するが、協会 (Institute) は、いかなる状況の下で契約当事者が他の財産に対する危害に対して責任を排除し、または救済を制限することができるか否かについての問題を発展しつつある判例法に委ねる。もちろん、かかる契約上の制限条項は、当事者間においてのみ有効とされる。欠陥製造物が第三者の所有する財産に危害を生ずる場合は、契約当事者間における契約上の取り決めは、第三者に対する責任に対して売主を保護するものではない。しかしながら、財産に対する危害についての不法行為上の責任を契約上制限することは、その取引が公正に行われたときは、契約当事者間でかかる危害の危険を有効に配分するのに有効な方法であるといえる。(協会 (Institute) は、アメリカ法律協会 (American Law Institute) を指す——筆者)

的に確定的か否かは、より問題視される (more problematic) が、多くの裁判所はかかる排除条項に確定的効果を与えている。いずれにせよ (in any event)、排除条項の文言は、(b) 項に基づく合理的期待の穿鑿 (inquiry into reasonable expectations) と関係している。即ち、排除条項は、中古品の安全についての合理的期待を縮小することができる。排除条項の文言が、買主に、製品が中古であることの注意を喚起しているか、または欠陥についてより大きな危険があることを警告しているときは、このことは特にそうだと見える。

1. 「本条のルールと不実表示または明示的保証の違反に対する中古品の売主の責任との関係 (Relationship between the rule in this Section and the liability of a used-product seller for misrepresentation or breach of express warranty)」(b) 項は、第2条 (a) 項に基づく製造上の欠陥、および買主の地位にいる合理人なら、中古品がもし新品であったとしても、実質的に同じ欠陥の危険を生じさせると予期するときは、第3条に基づき推定される欠陥に対して責任を課する。コメント h を参照。製品についての表示は、それが第9条¹⁶に基づく不実表示または明示的保証を構成しないときであっても、かかる期待に貢献するだろう。しかしながら、売主の表示が中古品について、不実表示または明示的保証を構成することが十分明白なときは、原告に第9条または統一商法典第2編¹⁷に基づく提訴の資格を与えることができる。

16 第9条 不実表示に起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Misrepresentation)

製造物の販売または他の方法による流通を業とする者が、製造物の販売と関連して、その製造物の重要な事実が悪意のある、過失のある、または善意の (fraudulent, negligent or innocent) 不実表示をするときは、その不実表示に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

17 統一商法典第2編は売買 (Sales) に関する編である——筆者注。

Ⅲ 筆者のコメント

紙数の制限上、筆者のコメントを以下の3点に絞って述べる。

1. 商業的中古品売主に厳格責任を課すべきか

アメリカにおいて、商業的中古品売主に対して厳格責任 (strict liability) (わが国でいう無過失責任¹⁸) を新品の売主と同様に課すべきかという問題は、裁判所により賛否が二つに分かれていた。このリステイトメント第8条において、起草者 Henderson & Twerski の両教授は、商業的中古品売主 (および中古品賃貸人) に対して、(a) 項において過失責任を課し (これは当然である——筆者)、(b) 項と (c) 項において例外的に厳格責任を課した。では、両教授が上記のように第8条をまとめ上げる前の、厳格責任適用の賛成派と反対派の意見の対立点はどうであったか。

賛成派の意見を要約すれば次の通り。1965年公開の『不法行為法リステイトメント第2版』第402A条では、厳格責任の適用を新品の商業的売主のみに限定していない。中古品の買主は、たしかに、その品に対して新品と同じ品質や耐久性を期待することはできないが、買主の中古品に対する安全性の期待は、単に中古品だからといって損なわれることはない。中古品の買主であっても、それを使用中に修理等のサービスを受けることができるのであるから、中古品の商業的売主は、販売時にその品に欠陥があることを知っているか否かに拘わらず、安全に対しては責任を負わなければならない。¹⁹

18 前章Ⅱのコメントおよび例示の中には liability without fault という、わが国の無過失責任に当てはまる語が strict liability に混じって、あちこちに見られる。例えば、コメント b. f. 例示 9, 13, 16, 17, 18。起草者 Henderson & Twerski は両者を同義として用いているものと考えられる。

次に、反対派の意見を要約すれば次の通り。中古品の商業的売主は、元々欠陥を創り出した者ではない。彼らに厳格責任を課すれば、彼らは仕入れた中古品中の隠れた欠陥の有無を調べるためにいちいち検査し、もし欠陥を発見すればその修理をしなければならない。これは彼らをまるで保険者に仕立てることだ。また、少なくとも要した費用の分は売値を高くしなければならず、安値を期待する買主の利益に反する。手を加えた結果、売値が新品の値段と大差がなくなれば、誰も中古品を買わなくなり、中古品市場は存立し得なくなるだろう。そこで買主は、厳格責任を元々免除されている素人の売主（彼らは欠陥の有無を検査し、修理する能力に欠けるのがふつうである）からより危害の危険度の高い中古品を買うことになり、結果として消費者保護のため厳格責任を課すべしという賛成派のねらいは空洞化してしまう。少なくとも中古品の商業的売主がその品を仕入れた時のままで（“as is” or “with all faults”）転売するときは厳格責任を課すべきではない。²⁰しかし、反対派の中にも、中古品の商業的売主が仕入れた中古品に再加工した上で転売するときは、厳格責任を課すべしとする

19 かかる厳格責任賛成派の系譜は、例として、1970年代の *Turner v. Int'l Harvester Co.*, CCH ¶7422, 133 N. J. Super. 277, 336 A. 2d 62 (1975) から1980年代の *Jordan v. Sunnyslope Appliance Propane & Plumbing Supplies Co.*, CCH ¶9502, 660 P. 2d 1236 (Ariz. Ct. App., 1983), 1990年代の *Nelson Hardware Inc.*, CCH ¶12,769, 467 N. W. 2d 518 (Wis., 1991) が挙げられる。

20 反対派の判例数は、注19の賛成派よりも遙かに豊富である。1980年代の判例として、*Fuquay v. Revels Motors, Inc.*, CCH ¶8850, 389 So. 2d 1238 (Fla. Dist. Ct. App., 1980), *La Rosa v. Superior Court, Santa Clara County*, CCH ¶9086, 176 Cal. Rptr. 224 (Cal. Ct. App., 1981), *Keith v. Russel T. Bunty & Assoc.*, CCH ¶11,156, 495 So. 2d 1223 (Fla. Dist. Ct. App., 1986), *Grimes v. Axtell Ford Lincoln-Mercury*, CCH ¶11,362, 403 N. W. 2d 781 (Iowa, 1987), *Harrison v. Bill Cairns Pontiac of Marlow Heights, Inc.*, CCH ¶11,963, 549 A. 2d 385 (Md. Ct. App., 1988) の5例を挙げ、1990年代の判例として、*Peterson v. Idaho First Int'l Bank*, CCH ¶12,480, 791 P. 2d 1303 (Idaho, 1990), *Harber v. Altec Indus. Inc.*, 812 F. Supp. 954 (W. D. Mo., 1993), *Cruz v. Midland-Ross Corp.*, 813 F. Supp. 628 (N. D. Ill., 1993), *Wynia v. Richard-Ewing Equip. Co., Inc.*, 17 F. 3d 1084 (8th Cir., 1994) の4例を挙げておこう。

ころがある。²¹

それでは第8条の起草者 Henderson & Twerski はどちらの立場に立っているのかといえば、再加工した時は厳格責任を課するという条件付きの反対派側であり、筆者の立場もこれと同じである。しかし、本節に関して検討を要する重要な点がまだ二つ残っている。それらは次節以下で検討しよう。

2. 消費者期待基準の例外的採用

ここでは、まず消費者の期待という観点から、新品と中古品の品質上の欠陥を比較しよう。

(1) のケース：中古品のほうが新品よりも品質上の欠陥の可能性が高い場合

これが中古品にとって、ごくふつうの場合である。新品の流通経路の外にいる使用者または消費者により使用されている間に、使用期間の長さ、使用のしかた（丁寧に扱ったか、手荒く扱ったか）等により、中古品が売りに出された時、その品質は、同じ種類の品物であっても、バラツキがあるのがふつうである。そして、多かれ少なかれ品質低下しているのがふつうであるが、品質低下は必ずしも欠陥とは結びつかない。欠陥とは安全性にかかわる問題である。（例えば故障して動かない車があるとする。乗っても動かないのであるから、走行中の事故を起こす可能性はゼロである。しかし、動かない車は役に立たない。これは保証の問題として次節で採り上げる——筆者）中古品を仕入れた販売業者は、そ

21 例として、Crandell v. Larkin and Jones Appliances Co., Inc., CCH ¶9616. 334 N. W. 2 d 31 (S. D., 1983), Thompson v. Rockford Machine Tool Co., CCH ¶11,629. 744 P. 2 d 357 (Wash. Ct. App., 1987), Gorath v. Rockwell Int'l. Inc., CCH ¶12,151, 441 N. W. 2 d 128 (Minn. Ct. App., 1989) 以上三つを挙げておこう。なお、これらの判例の主旨は、第8条(c)項に生かされている。

の品物の使用済み年数や品物の状態により、①品物に手を加えずにそのまま (as is) 売りに出す、または②不良個所に手を加え、再度使用可能な状態にして売りに出す。いずれの場合も、売値は新品の値段よりもかなり割引されているのがふつうである。

(2) のケース：中古品が品質上の欠陥の可能性において新品と同じか、または殆ど変わらない場合

これは、①新品を買った使用者・消費者の使用期間が短く、しかも中古品として売りに出された時の品物の状態がよく、中古品販売業者がこれを仕入れた後、手を加える必要がないと判断した場合と、②仕入品に手を入れることにより、その中古品の品質が新品の品質と同じか、または殆ど変わらない程度にまで向上した場合 (従って、欠陥の危険性も新品と同じか、または殆ど変わらない程度にまで減少したと考えられる場合) で、いずれも特別の場合である。しかし、このような場合においても、売値は、①のケースほどではないにしても、なにがしかは割引されるのがふつうである。それは、中古品販売業者が発見できない隠れた欠陥があるかも知れないという危険性が残るからである。

上記 (1) のケースの①に該当するときは、中古品買主は当初から購入対象品が、欠陥について、新品と同じ程度の欠陥の危険を生じさせるとは期待していない。従ってこの場合、売主に厳格責任を課する必要はない。これに対して②に該当する場合は、売主が仕入れた中古品に再加工してから買主に売るのであるから、その過程で新たな欠陥が生ずる可能性があるため、(c) 項に基づく厳格責任が、消費者保護という政策上、必要となる。

次に (2) のケースに該当するときは、①の場合であれば、買主は、その中古品が新品と同じか、または殆ど変わらない程度の欠陥の危険性を有すると予想するであろうから、消費者保護という政策上、(b) 項に基づき

売主に厳格責任を課する必要がある。次に②の場合は、再加工しているの
であるから、(1) のケースの②と同じ扱いが必要である。

起草者 Henderson & Twerski は、(2) のケースの①に該当する場合につ
いて、第8条コメント h の第1パラグラフにおいて、「合理的な消費者の
期待は、(b) 項に基づく欠陥のための基準となるものではなく、むしろ中
古品が新品に適用される責任ルールに準拠すべきか否かを決定するもので
あ」旨述べているが、これは難解な記述である。現実には、このような使
い分けができるであろうか。また、その必要があろうか。結局のところ、
コメント b 第3パラグラフ中の「本条は、製造物の欠陥を定義づける支
配的基準として消費者期待基準 (consumer expectations test) を採用しな
い」という記述にも拘わらず、本条 (b) 項の判断基準として、例外的
に、消費者期待基準を採用していることになるのではなかろうか。

次に第8条コメント h 第2パラグラフにおいて Henderson & Twerski
は、「(b) 項に基づく合理的期待基準は、客観的なものであって、主観的
なものではない」と述べた後、客観化するための尺度として七つの状況を
列挙しているが、筆者は、合理的な消費者といっても、これは結局のと
ころ裁判官の説示に従って、陪審が判断するのであるから、①裁判官がこの
難解な記述を素人の陪審員に分かりやすく正確に説明することができる
か、②その説示を受けた陪審員は合理人という架空の人物の立場に立っ
て、冷静に客観的な判断を下すことができるか、の2点にかかっていると
思う。実のところ、筆者は、消費者期待基準はいかに客観化に努めようと
も、究極的には主観的判断になると考えている。

中古品を新品並みの責任ルール（これは製造上の欠陥に対して厳格責任
を課するルールである——筆者）に準拠させるべきか否かを決定する (b)
項の規定は、過去の判例の中からは窺うことのできないルールで、筆者
は、Henderson & Twerski 両教授の発案によるものではないかと考えてい

る。従って、この部分の規定は、リステイトメントではなく、プリステイトメント (pre-statement) というべきものではなからうか。顧れば、1965年公刊の『不法行為法リステイトメント第2版』第402A条の「欠陥」規定は、起草者である故 Prosser 教授が製造上の欠陥 (厳格責任)、設計上の欠陥、警告上の欠陥 (後二者は過失責任) の三つに分けて規定すべきを、それをしなかったために、これら三つに押し並べて厳格責任が適用されると解釈され、その後の裁判所の判例は大混乱を呈するに至った。Henderson & Twerski 両教授によれば、Prosser 教授起草の第402A条は当時の法を再陳述 (re-state) したのではなく、将来の法を先取りしたプリステイトメントであったと批判している²²。しかるに、この大混乱を浄化するために、今回第2版第402A条の全面改訂版ともいべき第3版起草者に任命された両教授が、その第8条 (b) 項のルール化に当たり、Prosser の轍を踏み、この部分をプリステイトしているのではないかと考えられる。従って、(b) 項のルールは、その解釈をめぐって、論議を呼ぶのではないかと筆者は思う。

3. 商業的中古品売主の責任排除条項の有効性

製造物責任は、『不法行為法リステイトメント』の中に組み入れられているが、その理論の起源をたどれば、①契約法上の黙示的保証の無過失の側面と、②不法行為法上の契約関係 (privity) を必要としない側面を融合させたものである²³。中古品の商業的売主が仕入れた品物に手を加えずに、そのまま (as is) 売りに出そうとする時、①明示的に “as is” という条件を付ける場合と、② “as is” を特に明示しない場合とがある。①の場合

22 Henderson & Twerski, A Proposed Revision of Section 402 A of the Restatement (Second) of Torts, 77 *Cornell L. Rev.* 1512 (1992) at 1526-1527; 拙著『製造物責任の基礎的研究』同文館, 1995年, 96ページ。

23 *Ibid.*, p. 1515.

表 注 20 の九つの判例

事件名	判決 (年)	人身 事故	“as is”条項 の明示	被害者本人と売主の契約関係
Fuzway	1980	事故死	不明	あり（被害者、売主から直接購入）
La Rosa	1981	怪我	あり	なし（被害者の雇主が売主から購入）
Keith	1986	怪我	あり	なし（被害者の雇主が売主から購入）
Grimes	1987	怪我	不明	あり（被害者、売主から部品を直接購入）
Harrison	1988	怪我	不明	あり（被害者、売主から直接購入）
Peterson	1990	病気	不明	あり（被害者、売主から直接購入）
Harber	1993	怪我	あり	あり（被害者、売主から直接購入）
Cruz	1993	怪我	あり	なし（被害者の雇主が売主から購入）
Wynia	1994	怪我	あり	なし（被害者少年の母親の雇主が売主から購入）

は明示されているから、契約当事者間では売却品の黙示的保証である適商性（merchantability, 統一商法典第 2-314 条, 適用されるのは商業的売主のみ——筆者）および同じく黙示的保証である特定目的に対する適合性（fitness for particular purpose, 同第 2-315 条, 適用されるのは商業的売主のみならず素人の売主も含まれる——筆者）は排除される（同第 2-316 条）。②の場合は明示されていないのであるから、かかる二つの黙示的保証は生きてると解されるのであるが、具体例に当たってみると、必ずしもそういう結果にはなっていない。第 1 節注 20 に例示した九つの判例をもう一度ここに引っぱり出して、検討してみることにしよう。これらの判例は、いずれも商業的中古品売主が免責された事例である。上表を参照。

これらの判例を見ると、次の諸点を指摘することができる。

これら 9 件はいずれも、人身事故が発生した事例であるにも拘わらず、商業的中古品売主がすべて免責されている。契約理論からいえば、「派生的損害賠償は非良心的でない限り、制限または排除することができる。消費者用物品の場合、人身傷害に対する派生的損害賠償額の制限は非良心的と推定されるが、商業上の損失に対する場合には、非良心的とは推定されない」（統一商法典第 2-719 条（3）項）、「非良心的であると認めるとき

は、裁判所はその契約の効力を否認することもできるし、非良心的な条項を除いた契約の残りの部分を履行させることもできるし、または望ましくない結果を避けるため、非良心的な条項の適用を制限することもできる」(同 第2-302条(1)項)とされているにも拘わらず、これら9件の結果から見ると、統一商法典第316条の責任排除(disclaimer)が優先されている。その優先の解釈は、「as is」条項が明示されている場合には、「成程」と言って引き下がらなければならないかも知れないが、「as is」条項が不明の事例(これは9件のうち、4件が「不明」であった。実際には「as is」条項があったのかも知れないが、判決文を読んでも書いていないので、「無い」とは断言できず、「不明」とした——筆者)についても、中古品の商業的売主は手を加えないで現状のままで売却した事実が証明されたので、免責となっている。

次に、被害者本人と売主の契約関係(privity)の有無の状況を見ると、「あり」は5件、「なし」は4件である。「あり」の場合は問題はないが、契約が中古品の商業的売主と被害者の雇主との間で結ばれている場合、即ち「なし」の場合であっても、統一商法典第2-318条により、明示または黙示の保証の第三者受益者(third party beneficiary)として、保証の及ぶ対象者に被害を受けた従業員を含めることは、解釈により不可能なこと²⁴ではない。しかし、これら9件では、いずれも中古品の商業的売主が免責されているという点から判断すると、この理論も「現状のまま」販売という事実には歯が立たなかったということになる。「現状のまま」販売という事実は、それほどまでに重みがあるものなのか。第8条コメントkを読めば、「人身に対する危害に対して、中古品売主の責任排除条項が法的に確定的か否かは、より問題視されるが、多くの裁判所はかかる排除条項に確定的効果を与えている」と起草者 Henderson & Twerski は述べてい

24 拙著『貿易契約の基礎』東洋経済新報社、1988年、25-30ページ。

る。この記述は、筆者の、僅かではあるが9例の判例検討結果とも符合する。それでは、被害者は救済されることなく門前払いされてしまうのか。

これは、次のように解すべきであると筆者は考える。即ち、中古品の欠陥による被害者（本人死亡の場合はその遺族）は、相手取って訴える者として、決して中古品の商業的売主のみに限定しない。必ず複数の者を被告として訴え、その中には中古品が新品であった時の製造者をも含めることがある。また、訴訟原因も不法行為法上の厳格責任および過失責任、並びに契約法上の明示的または黙示的保証責任を束にして訴える事例が全部といわないまでも大多数を占める。従って、原告は中古品の商業的売主から損害賠償金を取り損なっても、他の者から取れる可能性はないとはいえない。筆者が調べた上記9例は、中古品の商業的売主が被告とされる事例ばかりであったので、原告がすべて敗者になっているが、それですべてケリがついたとはいえない。原告が他の者と和解している（そして、和解金を得ている）事例もあるだろうと想像するのであるが、それは筆者のような部外者には知る手立てはない。